

箕輪町勤労者互助会規約

(目 的)

第1条 この会は、箕輪町内の事業所等に勤務する勤労者及び事業主の福利厚生の増進を図ることを目的とする。

(名称及び所在地)

第2条 この会は、箕輪町勤労者互助会といい、事務局を箕輪町役場商工観光課内に置く。

(事 業)

第3条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互による給付事業
- (2) 労働金庫利用による生活資金及び住宅建設資金のあっせん事業
- (3) 会員相互の親睦と交流に関する事業
- (4) その他、目的達成のために必要な事業

(会 員)

第4条 会員は、箕輪町の中小企業に勤務する従業員、事業主及び会長が入会を承認した者とする。ただし、次の各号に該当する者は除く。

- (1) 試用期間中の者
- (2) 臨時従業員・その他これに準ずる者
- (3) その他会長が適当でないと認めた者

(入会金)

第5条 この会の会員になろうとするものは、会長に入会届をその月の15日までに提出し、1人につき200円の入会金を納入するものとする。ただし、会員資格は、次の月の1日から生じ、入会金は返還しない。

(脱 会)

第6条 この会を脱会しようとする者は、会長に脱会届をその月の15日までに提出し、その承認を得るものとする。

(除 名)

第7条 会長は、会員が次の各号の一に該当したときは、理事会の決定により除名することができる。

- (1) 会の事業を妨げる行為をしたとき。
- (2) 会の行う事業について、虚偽の申請をしたとき。
- (3) 会の規約に反し、または会の信用を失わせるような行為をしたとき。

(資格の喪失時期)

第8条 会員が第4条ただし書きの規定により、会員となることのできないものとなったときはその翌日、脱会または除名されたときは脱会届が受理された日、または除名された日からそれぞれの会員の資格を失う。

(機 関)

第 9 条 この会に次の機関を置く。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会

(評議員会)

第 10 条 評議員会は、原則として各事業所毎に 1 名の評議員をもって構成し、毎年 5 月までに会長が招集する。

2 評議員会は、過半数の出席（委任状も含む）により成立し、出席した評議員の過半数で決する。

(評議員会の議決事項)

第 11 条 評議員会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の制定、改廃についての事項
- (2) 事業計画の策定
- (3) 予算・決算の認定
- (4) その他事業遂行に必要な事項

(理 事 会)

第 12 条 理事会は会長、副会長、総務理事及び理事で構成し、評議員会の議決した事業を企画運営する。理事会は、会長が招集しその議長となる。

2 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、出席者の過半数により決定する。

(役 員)

第 13 条 この会に次の役員をおく。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 総務理事 | 1 名 |
| (4) 理事 | 若干名 |
| (5) 監事 | 2 名 |

(役員を選出)

第 14 条 役員は会員及び関係機関の中から評議員会で選出する。

(役員の任務)

第 15 条 会長は、この会を代表して会の業務を掌握する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。

3 総務理事は、事務局を掌握する。

4 監事は、会の業務を監査する。

5 この会と会長の利益が相反する事項については、会長は代表権を有しない。この場合には、副会長が会を代表する。

(任 期)

第16条 評議員及び役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠評議員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(給付事業の範囲と実施方法)

第17条 給付事業の範囲は、別表1及び別表2のとおりとし、会員にその給付事由が発生した時は、給付金等を給付するものとする。

2 別表1の給付事業は、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木 2-11-17）（略称、全労済協会という。）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険契約（以下「保険契約」という。）を締結して実施し、この会または会員が保険契約の被保険者となるものとする。

3 別表1の給付金の給付の条件等は、保険契約に付帯する普通保険約款の規定によるものとする。

4 別表2の給付事業は、この会が独自に実施し、給付金等の給付の条件等は、この会が別に定めるものとする。

(事業年度)

第18条 この会の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(経 費)

第19条 この会の経費は、会費・入会金・補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は1人月額300円とし、所定の方法により納入する。

(事務局)

第20条 この会に事務局を置き、事務局長その他必要な職員を置く。

2 職員は会長が任免する。

(委 任)

第21条 この規約の施行に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、昭和62年6月29日から施行する。ただし第17条の規定は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成2年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月18日から施行する。